

鹿兒島戰爭之英  
文新聞紙翻譯

全

第十一類	一冊	架	六
------	----	---	---

国立公文書館

分類

2 A

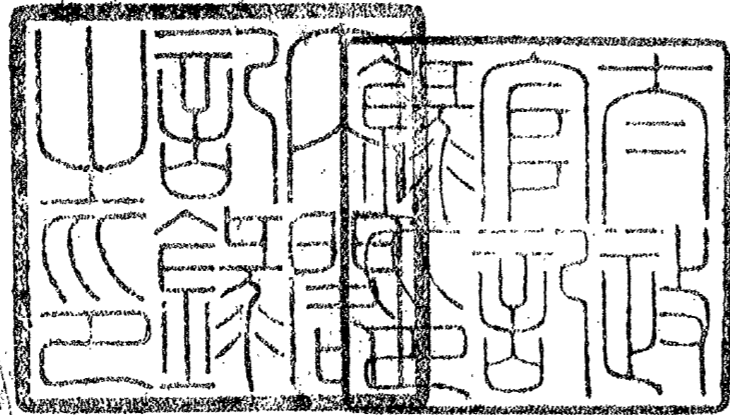
34-9

掛架番号

(記) 254

254

鹿兒嶋戰爭之英文新聞紙翻譯圖添



繪圖  
欠

日本の交易の關係せる神奈川開板の別段新聞紙  
一千八百六十三年八月廿六日  
即我文久三年癸亥七月十三日

薩州鹿兒島に於て英國の船隊戦争に及びしを  
諸事件近頃我輩の最も感ずる所にして交  
易會社其戦争の便信を待兼多る故に定式  
の新聞を開板する事を一兩日を延して此別  
段緊要なる新聞を開板する事に至れり  
是を已むを得ざるに由る事にして實に當然の  
事あるべし

鹿兒島の戦争

今茲小記するも英國より薩摩侯小詰問し  
る始末の事件あり但し近頃嚴重小固め  
たる鹿兒島小在る處の君并小不幸小逢へ  
住民数千若し此後小至りて我兵力小堪る  
事を得る小多きと我輩及びて困難を受る  
小及ふべし今義と理を兼具せる盛戦小  
於て勇闘して死せる者等の朋友之を悲傷  
するも勿論我輩亦大小之を悲しむと雖も  
此戦争の終始を觀察し我損亡を以て敵

の損亡小比すも甚少く其功績亦意外小出  
るを以て少しく心を慰むる小足る

是の如く教護小して其無類ある讐敵の所  
行も東方の人支那日本等を惑まし遂小自ら  
困難を招く小至らしむへし但し縦ひ當今の  
勢實小是の如くありと雖も今より後若し之を  
悔む其非を改むる小至るも此人亦直小怜悯  
の人とありんも敢て疑ふへずふは是事我輩  
亦大小希小所あり但し今度敵の暴業少く自  
ら大なる損亡を招きし故小日本少く提督引

ブルの名を且つ其船隊の名大盛あるに至り  
英國船隊第一等の頭多提督コープルの幸運を  
我輩英國政府の爲に祝するなり其勇猛銳敏  
にして最も烈しき敵砲に向ひ其悪しき天氣の機  
會を乘して戦ひたり我兵東方に於て海軍の勢  
を顕し名譽を得たりと云ふへし我輩戦争の  
摸槓を諸船に仰いども小人皆頗る此提督の  
勇猛銳敏なるを賞義して此將士既以前に此  
の如き偉功を顕したる事ありと云ふ大之を崇  
敬せり我輩亦大之を喜へり

英國ミニストルコロ子ルニールと船隊の全權を握り  
て本月六日<sup>我六月廿二日</sup>當港を出帆して鹿兒島に赴け  
り但し夫れより二十一日<sup>我七月八日</sup>迄は我輩其戦艦の  
事小就て何事も聞さざりし交易蒸氣船一二隻  
追々上海より當港に到着したる故に以蒸氣船  
玄海灘を過ると右の船隊を見受ると云ふ  
事を承知せり

玄海灘に日  
向灘の誤り

又當月二十一日コルモランド船到着せし故に船中の  
人より珍しき新聞を得て大之に感するところあり  
是故に我輩速に之を聞板して世に公布せん

料りし小右の船来着より一時を過ぎし又最  
肝要なる報告を得て之を別段の副板する小至れ  
り此事我輩總會社中の大喜悦とすへし  
我會社の鹿児島小赴ける者より差越し多る報  
告の標字のうれし英の船隊壯麗なる鹿児島  
港小赴き多る事小就て種々の羨談も何れ標字  
ありて速小之を世に公布せん事を大に樂み居れ  
り（鹿児島島より小本と鹿児島の接止する嶋とより  
あり）何故小此の如く名け多るといふ小古昔其近邊  
小鹿児の盛小居たるを以てあり）本月十一日我六月廿七日

一里と我十五  
三十五間

午後我船隊市街を距る事南八里を隔て碇泊せり  
其碇泊の形状と港の圖を見て知るへし又十二日  
小至りて船隊港を測量するも容易ありしととも  
其深サ甚大ある故に碇泊處を探る小数丈の綱を  
用し遂に市街小近つるあり其甚々深き故に  
碇泊小妨り多り但し海岸最近の處小数隻  
の日本船碇泊せり尤も其内小最大あるとて琉球  
船あり○英國の船隊も水曜日の朝等八時半過我五時過  
頃提督の意小任せて碇泊し多る小瀬もあく薩摩  
の役人二三輩来りて英國の船隊と何故ありて

此處小来るや且ツ外國人と何を要するやと尋  
問し多し是小於てコロ子ルニールと兼て日本語和  
蘭語并小英語等小て認め多る英國の詰問書と  
此後人小渡して之を鹿兒島の重役小達し其意  
と述へ多し但し之を渡すとも其答書と十三日  
我六月廿九日午後第二時我八時頃 追小差越すへしと云ふる  
ル云贈る御るふ十三日小至りて午後第三時我八時半  
頃小執政の次席と稱し衛士四拾人を率いて提督  
の船小来まり是蓋し戦争の以前小提督船の  
容子を探索せんとも多人数を率い来りたる者あり

ん然るふ右重役の跡より一隻の端船小て使者来  
りたれと重役の者も立帰まり但し此使者来  
ると直小事の模様変せしと見へ重役も立帰る  
とき衛士一同此端船小乗移るへしと命して立帰る  
り然るふ又使者も何角心小挿む事あり事  
小や暫くの測と答書と差出すへきや否やを考  
居る俤ありき  
此夜第八時我五時頃其重役の者再小提督の  
船小来りて薩摩薩摩侯及小上坐執政の書翰  
の日本語小認めたる者もコロ子ルニール小渡し

あり但し此書を翻譯するの多少の時刻  
を費する故に右公書に就てニール我存念を  
述るふ已むを得ずして翌日追延引するに至り  
り備其後ニールも此公書を見たるに其中の  
認めたる趣意英國の詰問書に對すれども尤  
も不當なる者にして頗る重大なる事と見へる  
り備其翌日不至りて前日の答書を受取ら  
んとし薩摩の役人又船に來りて此故に此後  
人へも前日の書翰重大の事ありとを屢申聞  
け此後此船に來るとも必ず和睦の旗白旗を

其船に樹て來るへしと告げ置き置きあり○我輩薩摩  
の答書の寫しを今茲に記載して看官好新の意  
を喜ましめんと欲すも雖も未々之を得ざるを以て  
之を他日に送りて唯人々の談話にて聞けり大  
略を茲に載す  
薩摩の執政書翰中に認めたる所蓋し左の意味  
ありへし

今度貴國より贈られたる詰問書の事小就て  
て幕府より未々我高貴の君薩摩侯に報  
告せられたりし事決して之を以て償金催促の



事も足下之を幕府に申立るるへし其所  
以て我君も幕府に老よりの證翰を受  
取るの事をも此の如き事件に就て彼是  
取計ふよへしと能くするも日本の法度な  
り且ツリカルドソンを東海道に殺害した  
る者の事も就て我輩能く之を知るも雖  
も其時嶋津三郎其事を如何取計ふも  
多や否や我君之を知り但し日本に於て  
も故なくして人を殺せし者も嚴科に處せ  
らるるも勿論あるる故に速に其者を穿鑿

せんとも力を尽したれども如何して之を尋ね出す事  
難し是れ決して外國人を欺罔するの意に非ず若  
し其罪人を捕り押さるる事あるも直に其者を引  
出しリカルドソンを殺害せし者ありとて提督の手  
に渡す事あるべし足下等も欺罔すれど我君の  
榮名を汚す事故決して右様の事と為ざるあり  
然れども我君も  
大君の外國人を取り結ぶる條約に關する  
右の條約も  
権現様の法度の背きたる事あり是の如き

場合の事にして唯

大臣一人にして其要置をふにへし何者

大臣古来の法度不背し外國人の日本に渡来するを許容し且自在に歩行するを許して日本諸侯の通行を妨ぐれども若し之を久しく許し置る時は遂に日本諸侯の旅行する事能てざるに至るべしリカルドソン等を襲ひるるも日本の法律に背きたる事不非るる故に我君の過ふに非るるあり是に因り考きて足下等の誥問一として採用す應る事不非す

是を以て我輩察するに薩摩の答書に最も重大なる事にして此事遂に大戦争を起すの源となり夫れより又大船八隻を焼打する事に至り儲其内二三隻は外國製造の蒸氣船にして砂糖等の如き高價の荷物を積み多る者あり又二三の火薬庫を打飛し陸場数个所を破壊し殆ど鹿児島市の街に在る諸産物及び其製造所鑄造所等其外城郭迄悉く灰燼となり此破壊せる諸物件等の負数を量るるに及ばず又戦争中市街等小ならず死傷せる者其数擧げ難し薩摩の士提督の船が来りて言けるに我々上彼の者より

全権の提督并全権コロルニール等を招待するの役  
を蒙り殿堂又城中小招き薩摩の従し多誥問  
書の取扱をなすべき旨を命じられし事なり然れ  
ども此事に遂小全く空しくなり後小考れし  
此事恐らく提督并ニール等を陥穽小陥し入れ  
んとするの策あるべし若し提督等此策中小陥し  
て其招小應し上陸するさまに鈎橋を落して之を生  
捕るべし其時船隊大に憤て市街小向け砲發せし其  
生捕り多者首級を刎ぬへし船隊小申贈る  
に必然あるべし且此策成就し多時其生捕る

霧島小鑿固するあるべし霧島と云て堅固小備を立た  
る薩摩市街の小して鹿兒島より五十里隔つる處なり  
次小記載せる事件を我會社船隊中小ありし  
記せる事あり最も勤功を顯しし多善良の士  
パルクルが我等の為小設け多繪圖あり之小照し  
て以て見るさまに悉く了解する小足る

### 我會社より告る新聞

一千八百六十三年笏八月十九日 我文久三年 豊後海

の記す

第八月十一日我六月廿七日午後第三時十五分我八時半過船隊鹿

兎島港に入る此港も最も好ま港にして港口七八

里の濶サは諸臺場の内我カ見残す者は一三

あり夫レより午後第八時五十分我夜五時過頃市街より

南方の兎リ八里を隔て深サ十七尋一尋我の處小九六尺

破泊之を測量する事大に難し

同月十二日我六月廿八日午前第七時我六時半頃錨を揚げて

鹿兎島の市街の向け進み其深サ二十尋より

十五尋の處に到り鳥嶋と市街の南方におる

岬との間を過り我船の右側に見ゆる洲を過

さるより午後第八時四十分我夜五時過市街近く二十一

尋の處に到り市街を見るに備を嚴重に立て臺

場にして其士充満して薩摩の旗章を飄し居多り

其臺場と市街の前面に併列し其下に数隻の大船

並小支那船五隻を繋ぎさるり我輩市街を離れ破泊

かしたる後薩摩の士二人端船に乗りて来りたるに

由て詰問書を其者に渡しして第三日午後第二時

我六月廿九日八時頃追ふ来るへしと約束したり同日午後第三時八時半頃

頃一人の執政次席の者一隻の端船に乗来り衛士

四拾人を率いたるに其衛士悉く寄り集りたるを俟て

乗船したり其後暫く待つて又一隻の端船来りければ執政  
次席の者云いけるも右答書中の過失ありて我  
今上陸して再び来るへしと云て去歸れり然れども  
何時頃小右の答書を持来ると云ふ事も告り  
すして帰れり是の因て我等直小其変りけん事  
を察し大砲の備を立て翌朝午後第八時迄  
戦争の支度をあしたり又右執政次席の者  
提督の船来りて書翰を贈りしうとも日本語  
を認めらるる之を翻譯する小數時刻を費すへし  
小由てコロ子ルニール其書翰總當あるや否やを

知りしる故小此返答明朝受取り小来るへしと答へる  
り  
第十日<sup>我七月朔日</sup>午後九時三十分頃前日以薩より贈りたる  
書翰の返答を受取りけんそ端船一隻来り是の於  
て英の提督直小其答書を贈り蓋し此答書と  
薩摩より贈れる書翰の趣意の甚々穩あふさる旨を  
述たるものありん是故小提督其書翰を持ち来れる  
者小此以後必ず和睦の旗章を樹て来りけんて決て  
薩人として談判すべしと云へり○午前第十時<sup>我四小</sup>  
至りて提督はパルクルを誘引し砲船ハハツク小来り

十二日我六月廿八日小港内にて見受け多螺機蒸氣船三隻を  
質物小取ふんと欲して港内小進み行さける小右の蒸  
氣船と果して猶其處小碇泊して居たり是小於て我船  
小碇泊處を探ふんと港内を廻りける小何れの處も皆  
四十尋以上の深サのみいて岸を距る事百ヤルド一ヤルドは  
我三尺許  
の處小至らざれと三十三尋の深サの碇泊處あり是小於  
て提督と午後第三時頃我本船小還り号令の旗を揚  
げてアルギニス船リースホルス船コクテテ船パール船及び  
ハックク船の船將小指示セリ是恐くも港内の蒸氣  
船を奪ふべしと云の号令あるへし是小於て午後第

七時三十分我六時半過小至りし頃我船々其蒸氣船を奪ふん  
と進帆セリ

十五日我七月二日午後第四時二十分我七時過の頃我船々より本  
船小使を送りて蒸氣船を奪ふんと為小昨日港内小進  
みたりと云事を報告したり○午後第十時我夜四小  
時過  
コクテテ船も薩摩のコンテスト船小綱を掛けアルギ  
ニス船も薩のシルジゲレイ船小綱を掛けパール船も  
薩のエンゲランボ船小綱を掛けたり但し午前迄は此  
船小水夫の乗組み多るを見多る此者共を陸上小  
送りたる者と見ゆ又其外二三個の臺場の防

禦の兵見へ多し（但し薩摩のシル。シロジグレイ船小  
乗り組みたる士官の内西人を生捕りたり其中一人を  
カシワ柏と云と号する醫人小し相應小英語小通  
せる者ある先年日本使節小從て歐羅巴小到  
り當今と薩摩小在て船將の役を勤めたる者  
又一人とオタニ小谷と云と稱して薩摩蒸氣船隊  
第一等の船將あり此西人と決して我小敵する者  
ふく其船を奪とれ多る後と我船小乗り移りた  
り是を蓋し上陸して戦とんよりと寧。英國提督  
の手小属するを欲するあり備此西人と本月廿四

日我七月十一日の夜半過小此西人を神奈川小上陸せり  
備夫より風追々烈しくして暴風雨の徴あり其風は  
南東の風ふて午後潮水減少したる時薩の突出せる臺  
場より相圖の大砲を發放すると忽ち諸臺場より  
我船隊小向て實弾或は破裂丸等をお打しける  
實弾も我々頭上を近く飛び過り二三の破裂丸も我  
近邊で破裂したり且敵は白砲の破裂丸を以て臺  
場小對せる我船を破碎せんと欲する様子ありと  
決して其功を遂る事能はば夫より風漸く暴烈  
となりけり提督コクエツテ船リースホルス船アルギニス

船等小相圖を示して既小奪む取りたる蒸氣船を  
燒きて我本船の場處小来るへしと号令せしうと  
右の船々直小奪む取れる船々小火を放ちける故其船  
々忽ち炎燄とありたり但し此船々を燒く事と實小  
惜ふへき事ありとも此の如き場合小至りて之を燒く  
提督の修めれとあり此蒸氣船の價<sup>トリス</sup>て荷物を除て三  
十萬元の價あり○午後第<sup>トリス</sup>十二時五十分<sup>我九時</sup>小砲を揚  
げて戦争の列を整へるなり其後又午後第<sup>トリス</sup>二時十分<sup>我</sup>  
頃<sup>時過</sup>小至りて第<sup>トリス</sup>八号の臺場小向て自在砲を以て  
破裂丸を放祭せし小能く其功を奏せり又午後二

時二十分<sup>時過</sup>頃<sup>我八</sup>我船の右側より臺場小向け實彈破  
裂丸を放祭したる小又其功を顯せり敵より放  
祭せる實丸破裂丸を我船の近傍小て破裂し我  
船の綱具を破り切らるる欄上小在り臺場を望ぶ  
其處小屯する人々を既小去り多り我等の砲祭りて  
敵の大砲四挺を臺上よりお落したる是小於て我  
等烈風の吹ふ乘して陸小向ひ大なる臺場小近  
つさける小砲煙臺場を蔽へる故小陸より我船  
迄の距離何程なるや之を測り知るに能くは察す  
る小凡<sup>トリス</sup>七八百ヤルドなるへし午後二時五十分船



将者スリン並小指揮官ウールモットの二人檣上の旗  
て同一の弾丸の中りて死す此時提督并バルクル  
氏も船將及び指揮官と俱に檣上の在りしう幸小  
して其危難を免れ多量提督此危難の場合  
小臨むと雖も一向小怯怖の色なく沈着し居るを以  
て其平生の氣質を顯せり然れども事終り多量  
の後に至りて戦争の時我傷少く戦死し多量勇士  
等の事を想ひ出して大心之感傷せり十イニチイ  
ンチと凡の破裂弾我甲板上の備へある第三の大砲口  
我八分許の破裂し其處小在る者七人死しロイテナ  
の傷も破裂し其處小在る者七人死しロイテナ

ゼフリン並小外五人創を蒙り其外一箇の破裂丸  
を我船の右側を打穿ち船中小在りし大なる端船  
中めて破裂したるを雖も幸小傷害を受る者なし  
又一箇の實丸を檣上の欄を打拂ひ船將部屋の窓  
を打壊し遂に船尾小至りて留まり此時敵の放発  
益烈しく我船正小十イニチ乃至十八介の大砲三十  
七挺小相對せり午後三時十分我八半時頃レイスホルス船等  
八の臺場小近つて放発して臺上の砲を打落した  
る時アルギエス船及びコクソット船進んでレイスホルス船  
を援けたるは午後三時三十分放発を止めたるは三時

四十五分<sup>九我</sup> ~~...~~ 七ヨスリン岬小至り其處の深さを測る小  
二十五尋<sup>九我</sup> 四時二十分<sup>時頃</sup> 七<sup>九我</sup> 藪場よりアルギエス船小  
向け放祭するを止むレイスホルス船及びコクエツト船  
の人々も市街の炎焼するを見多し七時<sup>九我</sup> 六<sup>九我</sup> 亦至り  
てハホツク船と琉球船五隻を焼き八時<sup>九我</sup> 五<sup>九我</sup> 亦至りて  
薩摩の鑄造所焼け多し此時風烈しく雨降りて  
我船破二ツを下したるも猶之を為小流さるる故  
少し蒸氣を祭して之を留めたり夜半亦至  
りてル市街鑄造所并小船々の火炎猶いよ盛なり  
十六日<sup>三</sup> 即我七月<sup>三</sup> 午後四時<sup>九我</sup> 七<sup>九我</sup> 市街并小鑄造所猶火

炎あり船々も水小浸せる處まで焼けて陸地小吹上る  
れ多し第七第八の藪場の諸物件も破壊せり  
十一時<sup>九我</sup> 四<sup>九我</sup> 小船將<sup>九我</sup> 七<sup>九我</sup> スリン、指揮官<sup>九我</sup> 五<sup>九我</sup> ルモツト、ヤルトリ、  
スミツト、ハガルチ、リントセイ、ヂヨンワルラン、ヂヨンホウ  
キンス、パーク、フレンミンク等の死屍を水葬せり此  
人々も皆昨日鹿兒嶋の戦争小て戦死したる者共  
なり市街并小鑄造所午時亦至り追猶炎焼を午  
後三時二十分<sup>九我</sup> 八<sup>九我</sup> 半過頃 破を揚り船隊を建て、進み再  
び戦争の用意をなす 薩摩守の家敷并小市  
街小破裂彈丸を放祭し西岸の藪場小向け放

祭り三時四十五分我七時頃 第十一の臺場及び突出  
しる臺場の火薬庫破裂し其飛屑鳥島の  
臺場小到り此處の臺場並小突出しる臺場  
より船隊小向て放祭し五時我七時半頃 小至て止免里市街  
を次第小延焼して薩摩守の家屋も焼け其餘炎  
遂小其家屋の南方小及降り五時三十分我船七島  
小到り其處の深さを測る八尋あり此島より市街  
の南方迄凡六里餘なり九時三十分我夜五時半頃 ハルリン  
ク氏も昨日蒙りたる創小て死す

十七日我七月四日 午後二時我八時頃 船隊皆砲を揚り港口小

進祭り此時市街猶炎焼し約十四里を去りて  
之を見り猶頗る盛なり

死傷の者

ソイヤリス船中死者九人手負二十二人戦後の死者八

重創の者二人

パール、船手負七人

コクエツト船死者二人手負四人其内ロイテナント二人

レイスホルス船手負三人

ペルシウス船死者一人手負九人

アルギス船手負六人

ハッホック船死傷なし

総計死者十二人 手負十五人 戦後死者一人

第八月十五日戦争の時用い多る薩摩の大砲負数

第一の臺場

三十二介又二十四介の大砲

白砲

\* 八挺  
\* 三挺

第二の臺場

十八介の大砲

白砲 其負数詳々

\* 三挺

右第一第二の中間に野戦砲

\* 七八挺

第三の臺場

白砲

三挺

第四の臺場

大砲の負数詳々

第五の臺場

八イソの大砲

\* 二挺

三十二介又二十四介の大砲

\* 九挺

野戦砲

\* 三挺

第六の臺場

十八斤の大砲

三挺

第七の臺場

十インチの大砲

\* 二挺

三十二斤の大砲

\* 五挺

野戦砲

二挺

第八の臺場

十インチの大砲

\* 一挺

三十二斤の大砲

\* 五挺

十八斤の大砲

\* 一挺

白砲

\* 一挺

第九の臺場

野戦砲車に載せしむる十八斤の大砲

四挺

第十の臺場

同上の大砲

\* 三挺

第十一の臺場

八インチの大砲

\* 二挺

三十二斤の大砲

\* 四挺

第十二の臺場

西方に向けて備へしむる十八斤の大砲

\* 三挺

東方に向けて備へしむる十八斤乃至

三十二斤の大砲

十二挺

我等遠見して数へたる大砲等の総計

大砲

五十五挺

白砲

一挺

野戦砲

十三挺

右総数

六十九挺

我等生捕たる日本の士官二人の告げ、るに

白砲

七挺

大砲

十二挺

上る擧ぐる霞の六十九挺を之に加ふるに其総計八十八挺なり

米の符号を着しるる大砲の負数を我士官等目

撃して数へる者其符号なきも薩摩の海軍に属

せる日本の士官二人の言は後たる負数にして其二人を

薩摩の蒸氣船シムダヨルヂ船に在りし提督の船に乗

せり者なり

臨時の新聞を採板する會社りの報告

一千八百六十三年第八月十六日鹿児島嶋港に於て記載す

本月六日船隊横濱を出帆其船々を英國王のユルヤ

リス船パール船コクエト船パールシウス船レイスホルス船

アルギニス船及びハホック船と稱する砲船なり本月十二日  
の朝右の船々鹿兒嶋の市街を隔て、碇泊せり鹿兒嶋の  
薩摩侯の居所なり此船々碇泊の後洞もあく役人数輩  
来りて英國のニニストルと應接し及へる英國の詰問書  
を其役人の贈りけり其役人右詰問書の取計方を  
内々相含めり之の由て役人共我等を迷惑せしめざ  
る事と思はしめし諸船と端船を却して港内測量  
の爲の諸方へ出行き夕景に至りて船將ジョスリンと士官  
一両輩と共に日本蒸氣船の港内へ碇泊ししるを見り  
十三日我六月廿九日重役守衛の兵卒四十人を率ひ来りて時を過

きば立還り是の因て察するに其平穩なる事と明  
なり如何ともを我船隊忽ち其大砲の備を建つこと  
なるを讐敵の向ひ争戦の用意をなし金曜日我七月廿日提督  
とハホック船の乗り移り日本蒸氣船を質物と爲けん  
が為は港内へ進み入り土曜日我七月廿二日の詰朝の右の蒸氣  
船を奪取し午時兩岸の諸臺場我船の向て放発  
し多しペルシウス船及びパール船と忽ち砲を測て之の  
應せり然れども提督の船の風烈しく浪高き故にその  
砲を却して測量の時を費ししければ砲を測て之の  
應するに聊々遅緩し多し此の俄なる暴風を我等

の爲に其々不便利たるアルギニス船コクエット船及び  
レイスホルス船に放祭の用意全備すると忽ち右の蒸氣  
船三隻を取圍ひて之を焼き打しより午後二時<sup>九我八</sup>  
我船々續て戦争の用意をなし提督は何處に戦  
ふとも必ず勝利を得べき方策を為せり此提督は非  
ずんば戦時の臨て怯怖せしめて平意に沈着するに  
能くするなり提督は船隊中の貴重の船をい港より  
四百ヤルトの要に備へより此船四分三時の間動さず  
居たり其時日本人も其臺場の大砲を棄て去り  
り然るも其者其處に在る間放祭頻りにして其

放祭甚々善く法に合へり故に我々爲よと大小妨けな  
かりし就中我前隊のユルヤリス船は其彈丸に中りて  
大小傷害を得多し第二時三十分<sup>九我八</sup>至りて實丸並に  
破裂丸雨霰の如く我船の近傍に飛来り船將<sup>チヨスリン</sup>  
及び指揮官<sup>ウトルモット</sup>同一なる破裂丸に中りて死せり  
又一丸に甲板に落て爰に居合せり士官並に大砲懸り  
の者共死傷ありて無事なる者も唯一人のみ此後程な  
くして諸臺場多くは放祭を止めり諸船は其處を離  
れしレイスホルス船の直に一ツの臺場の下に來りて放祭  
しけり之を爲し臺場の者共退くに至りアルギニス船



并小コクエツト船ハ以レイスホルス船を助けルヲ為ス其處  
小到リ断ハル市街及ヒ其臺場ニ向テ放祭セリレイスホ  
ル船ハ凡ソ五時半頃九我七半時頃ニ其處を去リコクエツト船ハ  
晚景小至ル迄市街小向テ断ハル破裂丸を放祭す  
我船の此の如き放祭を為せし故小俄小市街小火  
災起リ諸物を悉く焚燒セリハホック船も又日本の  
大船五隻を焚キ製造所も燒けリ夜小入りテ  
風益烈しく第十時頃九我夜四時頃其火熾カシテ濶サ一里  
餘ニ延燒セリ其火の響カル烈シクヘカケカテ其處を  
去ルニ遠カキカニ聞ハル諸物を燒失カスカの夥カシカト

定めて人をして驚カラシカムカニ至ルヘシ日曜日我七月三日の朝小  
至ル市街及ヒ製造所の火猶カツカク消ハル薩摩の  
蒸氣船并小日本船燒失して海小沈カリ其内一隻の  
蒸氣船ハハホック船之を打沈カルカニ前九我四十時時頃  
小至リテ天始カメテ晴カルカニ以テ戦死カシカムカ士官を葬  
スルカニ午後二時半過九我八時過頃船隊再カビカ破カを揚カリ徐々小進  
行シ其臺場并小市街ニ向テ破裂丸を打放カシカムカニ  
其臺場より實丸を打放カスカニ二十個カニ下カルカニ其  
其實丸我船を傷害カスカニ至カルカニ市街の火漸々  
四方ニ燒カケカ廣カカカリ堡寨カルカニ亦其災を受カケカルカニ其

後、我諸船より赤放する砲弾の勢、甚盛なり、夜小  
 へて我船鹿兒嶋より二里を隔て小村落あり、霞を  
 離れて破泊す

一千八百六十三年八月十七日鹿兒嶋港小あり英國  
 のユルヤリス船よ於て書す

一千八百六十三年八月十五日我七月鹿兒嶋  
 小於て戦争し、船隊小乗組免る者の  
 死傷表

ユルヤリス船

第一	船將	者スリンダ	三十七歳	戦死
第二	指揮官	ウトルモット	三十歳	同上
第三	某官	ヘガルチイ	二十二歳	同上
第四	同上	フレメンク	二十三歳	同上
第五	同上	リンドセイ	二十一歳	同上
第六	同上	ワルレン	十九歳	同上

第七	同上	スミツト	二十二歳	戦死
第八	同上	ヤルデリイ	二十四歳	同上
第九	同上	ネヨシホウキン	十九歳	深手を得て 戦後に死す
第十	ボイ	ハルチンク	十七歳	同上
第十一	ロイテナント	アルフゼフリン	二十二歳	薄手
第十二	某官	ネヨオース	二十六歳	同上
第十三	同上	ケン子ツト	二十八歳	同上
第十四	同上	ネンピツトマシ	二十歳	同上
第十五	同上	アアボツト	二十二歳	同上
第十六	同上	シギン子ル	十九歳	同上

第十七	同上	ミツトセル	二十二歳	同上
第十八	セルゼント	ネヨルジレット	二十三歳	薄手
第十九	某官	サミユールホツクス	二十二歳	同上
第二十	同上	オラム	十九歳	同上
第二十一	同上	ニウベルリ	十九歳	同上
第二十二	庖人	ベツトコツク	四十歳	同上
第二十三	某官	ホグゲツト	十九歳	同上
第二十四	無官	ホウデン	二十六歳	深手
第二十五	同上	レリ	二十一歳	同上
第二十六	大砲方	セール	二十七歳	薄手

第二十七	セルゼント	ユケニソール	二十四歳	同上
第二十八	某官	チヨンスチフ	二十三歳	同上
第二十九	同上	バルト、レット	十九歳	同上
第三十	同上	アレキサンドル	十九歳	同上
第三十一	同上	ミツトセル	二十二歳	同上
パール、船				
第三十二	工匠	アルムストロング	三十八歳	薄手
第三十三	一隊の長	フレント	四十四歳	深手
第三十四	大砲方	ズルレル	十八歳	同上
第三十五	某官	ヌルセル	二十六歳	薄手

第三十六	同上	ロビンソン	二十一歳	同上
第三十七	同上	ドブソン	三十二歳	薄手
第三十八	第二等のボイ	ミツトセル	十六歳	同上
コクエツト船				
第三十九	大砲方	トマス、ヒン	二十七歳	戦死
第四十	某官	ゲール	二十九歳	深手 <small>死す</small>
第四十一	ボイテナント	ティンニ	二十六歳	深手
第四十二	大砲方	ハルリス	三十歳	同上
第四十三	某官	モムホルト	三十五歳	同上
第四十四	同上	フエロー	十七歳	薄手

ペルシウス船

第四十五	第二等のボイ	ハツト	十六歳	深手まで死す
第四十六	ロイテナント	ピット	二十二歳	薄手
第四十七	上等士官	ギルピン	三十三歳	同上
第四十八	某官	コック	四十歳	同上
第四十九	同上	アイレン	十七歳	同上
第五十	同上	ビグス	二十九歳	同上
第五十一	桶エ	ナリート	二十五歳	同上
第五十二	某官	カルレスノイトルス	二十七歳	同上
第五十三	同上	ギブリン	二十一歳	同上

第五十四

同上

カスレスゲール

三十六歳

深手

アルギュス船

第五十五	某官	バルンス	三十一歳	薄手
第五十六	同上	ネオンフオニテン	二十九歳	同上
第五十七	同上	ゼームスケネソド	二十歳	同上
第五十八	無官	ラルド子ル	二十二歳	同上
第五十九	某官	ネホルスドイニ	二十歳	同上
第六十	同上	クークル	四十歳	同上
第六十一	某官	レースホルス船	二十八歳	深手
		チルロン		

第六十二 某官

キールナン

二十八歳 薄手

第六十三 某官

セームスボル

十九歳 同上

上小記せる死傷の巨細書

上小挙げける第一の者と脳蓋を碎る

同 第二の者と脳蓋の後部を碎る

同 第三の者と脳蓋及び腮を碎る

同 第四の者と脳髓を破る

同 第五の者と同上

同 第六の者と脳蓋を碎る

同 第七の者と同上

同 第八の者と同上

同 第九の者と胴腹を破る

同 第十の者と破裂丸にて胸膈の右部を殺し  
肋骨及び肺を破り腕を碎く

同 第十一の者と破裂丸にて右肩の薄手を得て  
其火勢にて面部を焼き又種々の薄手を得る

同 第十二の者と破裂丸の碎片にて薄手を得又  
右脚を傷く

同 第十三の者と破裂丸の碎片にて面部並に  
両腕を火傷せり

同 第十四の者と破裂丸の碎片にて面部の創を得  
又其火勢にて火傷せり

同 第十五の者と碎片両腕の中にて創を得又左股の  
内部を傷く

同 第十六の者と火薬にて面部を焼く  
第十七の者と碎片にて頭上の創を得る

同 第十八の者と右腕の薄手を得る

同 第十九の者と両腕臍下及び脚の薄手を得る

同 第二十の者と左脚の薄手を得る

同 第二十一の者と弾丸の碎片にて頭上並に左足の  
創を得る

同 第二十二の者と左腕及び脇の薄手を得る

同 第二十三の者も右脚小薄手を得る

同 第二十四の者も破裂丸のて面部を殺く

同 第二十五の者も破裂丸のて右股を傷み顔、眼及び

腕を火傷しし多り

同 第二十六の者も碎片のて胸部小薄手を得る

同 第二十七の者も左腕小薄手を得破裂丸の碎る

勢のて指及び面部を火傷し多り

同 第二十八の者も碎片のて左足を破る

同 第二十九の者も破裂丸の火勢のて面部を焼く

同 第三十の者も右股小薄手を得る

同 第三十一の者も破裂丸の碎片のて足を傷み其火勢

のて面部を火傷せり

同 第三十二の者も碎片のて額及び踝を傷く

同 第三十三の者も碎片のて面部及び左股を傷く

同 第三十四の者も碎片のて脛及び両足を傷く

同 第三十五の者も碎片のて踝を傷く

同 第三十六の者も碎片のて臍腸及び脚を傷く

同 第三十七の者も同上のて指を傷く

同 第三十八の者も同上のて臍腸を傷く

同 第三十九の者も砲丸のて胴腹を破る



同 第四十の者と同上して右股を破る  
 同 第四十一の者と同上して左膝を傷く  
 同 第四十二の者と同上して左脚を傷く  
 同 第四十三の者と同上して薄手を傷く  
 同 第四十四の者と同上して薄手を傷く  
 同 第四十五の者と同上して脚を碎く  
 同 第四十六の者と同上して薄手を傷く  
 同 第四十七の者と同上して右手を火傷せり  
 同 第四十八の者と同上して右手三つの指を傷く  
 同 第四十九の者と同上して右のスケープペンチ不詳の尖小

創を得る

同 第五十の者と同上して右腕を破る  
 同 第五十一の者と同上して左腕を傷く  
 同 第五十二の者と同上して左踝を傷く  
 同 第五十三の者と同上して両腕を破る  
 同 第五十四の者と同上して右腕を碎き右股を傷く  
 同 第五十五の者と同上して脚を傷く  
 同 第五十六の者と同上して面部を傷く  
 同 第五十七の者と同上して脚を傷く  
 同 第五十八の者と同上

同 第六十九の者と同上下腕を傷く  
同 第六十の者と同上下面部を傷く  
同 第六十一の者と同左腕の関節を損す  
同 第六十二の者と同右手の五指を傷く  
同 第六十三の者と同右腕の薄手を傷く

夕一ロ夕并其會社の開版